

大阪市立新庄小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「互いに尊重し合い、自ら学ぶ、たくましい子ども」の育成のために「大阪市立新庄小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① 「いじめはどの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にも観衆にも傍観者にもなり得る」という事実をふまえ、児童の尊厳が守られ、いじめに向かわせないために、学校長のリーダーシップのもと全ての教職員で組織的に取り組む。
- ② ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するようにする。
- ③ いじめに関する問題は関係教職員だけで対応せず、いじめ防止対策委員会で直ちに情報を共有する。その後は、保護者、地域、関係諸機関と連携しながら、当該組織が中心となり、速やかに対応を行う。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ① 基礎基本の定着を目指し、習熟度別少人数授業など個に応じた指導等で、児童が主体的に取り組める授業づくりを進め、すべての児童が互いの違いと良さを認め合い、互いに高め合う学習を行えるようにする。

- ② 全教育活動の中で、心豊かな児童の育成と、健全な規範意識の育成を図る。また、児童が集団の中で豊かなコミュニケーション能力を身につけられるよう取り組むとともに、人権尊重を基盤とする好ましい人間関係の育成を図る。
- ③ 指導力の向上や児童理解について取り組み、「わかる授業づくり」を目指し、すべての児童が参加・活躍する授業を追及する。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① 活動場所や活動内容を工夫するなど児童の自主的な活動を支援し、話し合い活動や集会活動を実施する中で、自己有用感を高める。
- ② 児童会活動や各委員会活動などを通じて、児童相互や異学年交流を積極的に進め、「存在感」や「所属感」の高揚を図り、望ましい集団育成に努める。
- ③ 学校生活の規律を守る集団を育成するとともに、一人ひとりの違いや良さを認め、自分らしさが発揮できる学校の雰囲気作りに取り組み、児童がもつ能力を最大限に発揮しながら個性が伸長するようにする。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 人権教育、道徳教育をはじめ、教科、特別活動、総合的な学習の時間などでも、体験的・実践的な活動を取り入れ、豊かな社会性や情操を育むとともに、互いの人権を尊重し合う態度を養う。
- ② 社会全体に、携帯電話やスマートフォン、パソコンの利用が進む中で、「情報モラル」の指導を進めるとともに、保護者に対しても啓発を進める。
- ③ 命の大切さを基本に踏まえ、友だちのことをしっかり知り、見つけ、相互に理解し合う関係づくりを進める。
- ④ 全校集会や学級活動などで、教職員全体が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 日常の変化の記録（5W1H：いつ・どこで・だれが・なにを・なぜ・どのよう）を行い、学年会、毎月開催している職員会議や生活指導部会、学期に1回開催している児童理解研修会等で意見交換を行い、共通理解に努める。
- ② 学期に1回いじめアンケートを実施し、いじめの実態把握に努める。必要に応じて個別に聞き取りを行い事実確認に努めるとともに、教職員全体で情報共有する。
- ③ 教育委員会をはじめ、PTA、地域、警察、民生委員、児童委員、区子育て支援室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの関係諸機関との連携を深め、いじめの早期発見に対応できる体制の強化を図る。また、保護者に対して「いじめ相談窓口」の周知を行う。

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 発見・通報を受けた教職員は学年・生活指導部・管理職に直ちに報告し、情報を共有する。
- ② 被害児童に対しては安全確保を優先し、全教職員で情報を共有しながら見守りの体制を整える。また、個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。保護者に対してはその日のうちに迅速に連絡を取り、事実関係を伝え、全教職員の協力のもと見守りを行うなど、いじめられた児童を徹底して守り通すことを伝え、不安を和らげられるようにする。
- ③ 加害児童に対しては表面的な指導や謝罪に終わるのではなく、自らの行為の重大さを自覚させる。ただし、いじめた児童が抱える辛さや問題など、いじめに向かった背景にも着目し教育的配慮のもと、共感的にしかし毅然とした態度で加害の立場にある児童を指導する。また、保護者に対しては迅速に連絡し、事実とその背景、今後の指導について十分な理解と納得と協力を得るように努める。
- ④ 必要に応じて加害児童を別室において指導するなど、被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ⑤ いじめが起きた集団へは個人情報やプライバシーには十分配慮したうえで、他人事ではなく、自分自身の問題としてとらえられるように指導する。全校集会や学級会などで話し合うなど、いじめは絶対に許されない行為であり、傍観は加害と同じであるということを徹底して指導し、いじめを根絶しようという意識を高める。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではない。被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの児童全員を含む集団が、望ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。すべての児童が、集団の一員として、互いの違いと良さを尊重し、認め合う人間関係を構築する集団づくりを進める。

- ⑥ ネット上のいじめ事案については、学校単独での解決が困難な事例もあり、外部の専門機関に支援や協力を求めるとともに、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」の活用も図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 組織名「いじめ防止対策委員会」
- ② 構成 学校長・教頭・生活指導部長・教務主任・学年1名・養護教諭
※ 事案に応じて、担任、人権教育担当、外部機関等を加える。
- ③ 委員会の実施時期
毎月開催

- ④ 役割
 - ・ 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ・ いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
 - ・ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。
- ⑤ 年間計画
 - アンケートの実施 実施時期（6月・11月・2月）
 - 5月「いじめについて考える日」を設定し、学校全体で「いじめ防止」の意識を高める取り組みを行う。
 - 研修
 - ・ 児童理解研修会（5・10・3月）
 - ・ 市人教研究大会（6月）
 - ・ 区人権教育研修会（9月）
 - ・ 区人権教育実践交流会（11月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 「いじめ防止基本方針」をホームページで保護者や地域へ情報発信する。
- ② 必要に応じ、スクールカウンセラー、地域民生委員・主任児童委員、区子育て支援室、こども相談センター、大阪市教育委員会等に支援を要請し対応にあたる。

(3) 取組内容の検証

- ① 日常的に児童の行動の様子を把握したり、上記アンケートや欠席日数などで検証したりして、未然防止の取組が成果を上げているかどうか検証する。
- ② 運営の計画最終評価において取り組みに対する評価を行い、今後の取り組みについて検証する。

7. 重大事案への対処

ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- ① 学校の対応として、隠蔽せず誠意ある対応をし、窓口は管理職とし一本化を図る。
- ② いじめの事実が発見されると、いじめ防止対策委員会を設置し、聞き取りや調査など事実確認を行い速やかに事実関係を明確化する。事実確認の際には、被害児童や保護者の人権に配慮し、慎重に進める。事例によって、スクールカウンセラーや区子育て支援室等に助言や支援を得る。

いじめの状況に応じて、心理的な被害児童及びその保護者への適切な情報提供を進める。
- ③ 加害児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、当該児

童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

また、いじめが解決したと思われえる場合であっても、継続して経過観察を続け、機会あるごとに必要な指導や支援を行う。

※ いじめ発見の際の流れ

